

役員選挙規程

(役員選出)

第1条 役員を選出は、定款第11条に基づき、この規程によって行う。

(選挙管理委員会)

第2条 役員を選出するために、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、各地区ごとに1名の委員の選出で構成する。

3 選出された委員候補者は委員会設置規程第2条により会長が委嘱する。

4 選挙管理委員の中から互選によって委員長を決定する。

5 任期は委員会設置規程第3条によるものとする。

6 役員およびその選挙の候補者は、選挙管理委員になることはできない。

(選挙管理委員の業務)

第3条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示

(3) 投票および開票の管理と当選の確認

(4) 総会に選挙の結果報告

(5) その他選挙管理に必要な事項

(立候補または推せん届け)

第4条 理事、監事に立候補しようとする者、又は推せんしようとする者は、選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし推せん届の場合には本人の同意を必要とする。

(届出の締切)

第5条 理事、監事に立候補しようとする者、又は推せんしようとする者は、選挙管理委員会の示す日までに届け出なければならない。

(役員の選任)

第6条 選挙は立候補届のあった者について総会において無記名投票により行う。

2 当選者は、それぞれ有効投票数を得た高点順に定める。

3 各選挙を通じ締切期日を経過するも、理事、監事の候補者が定数を超えないとき、または越えなくなったときは、無投票で当選者を定めることができる。

4 役員に欠員が生じた場合は前項を準用する。

(選挙権・被選挙権)

第7条 選挙権および被選挙権は、会費を完納している会員に限る。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。

3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。

4 この規程は、改定により平成13年 9月 1日より施行する。

5 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。